



第1章 大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランの改定

1-1 これまでの経緯及び成果

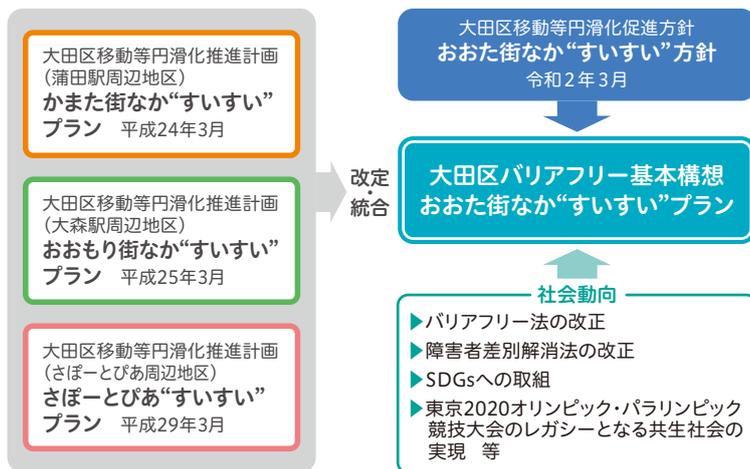
○大田区では、蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区における「“すいすい”プラン」を策定し、街なかの移動等円滑化の取組を進めてきました。

事業進捗率

蒲田駅88.7%、大森駅93.0%、さぼーとぴあ94.1%

○令和元年度に区全体の移動等円滑化の方針を示した「おおた街なか“すいすい”方針」を策定しました。

■おおた街なか“すいすい”プランの改定



1-2 改定の背景と目的

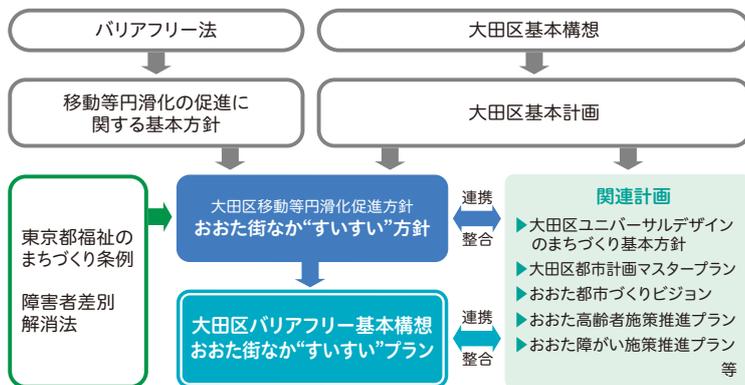
- バリアフリー法の改正や社会動向の変化を踏まえ、ハード・ソフト両輪のバリアフリー化の推進が求められます。
- 心のバリアフリーや情報伝達、人的対応・接遇、施設等の維持管理等の取組を拡充し、区民、事業者、区（行政）等との連携・協力のもと、効果的な施策を展開するため、おおた街なか“すいすい”プランを定めます。

1-3 大田区バリアフリー基本構想 おおた街なか“すいすい”プランの位置づけ

○バリアフリー法に基づき、重点整備地区を対象に、面的・一体的なバリアフリー化を進めるための指針を示すものです。

○関連する上位計画等との整合を図り、本構想の位置づけを定めます。

■おおた街なか“すいすい”プランの位置づけ



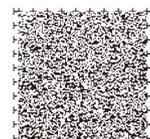
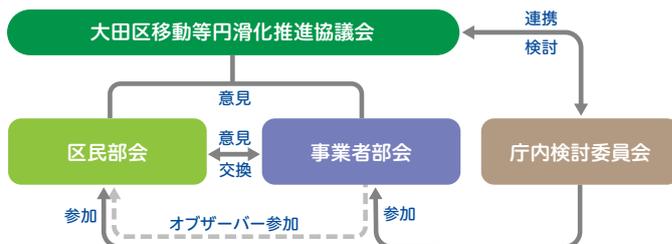
1-4 計画期間と計画の目標

- 計画期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とします。
- 「移動しや“すい”みち、使いや“すい”施設でみたされるまち おおた」の実現を目指します。

1-5 検討体制と改定までの流れ

○右図の検討体制のとおり、区民、事業者及び区（行政）の連携体制のもと、検討を行いました。

■検討体制



第2章 重点整備地区の設定

2-1 バリアフリー基本構想制度の概要

- 重点整備地区において、生活関連施設、生活関連経路を設定し、公共交通機関、建築物、道路等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進します。

2-2 重点整備地区の位置及び区域

- 蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区を引き続き、重点整備地区として指定し、区域を拡大します。

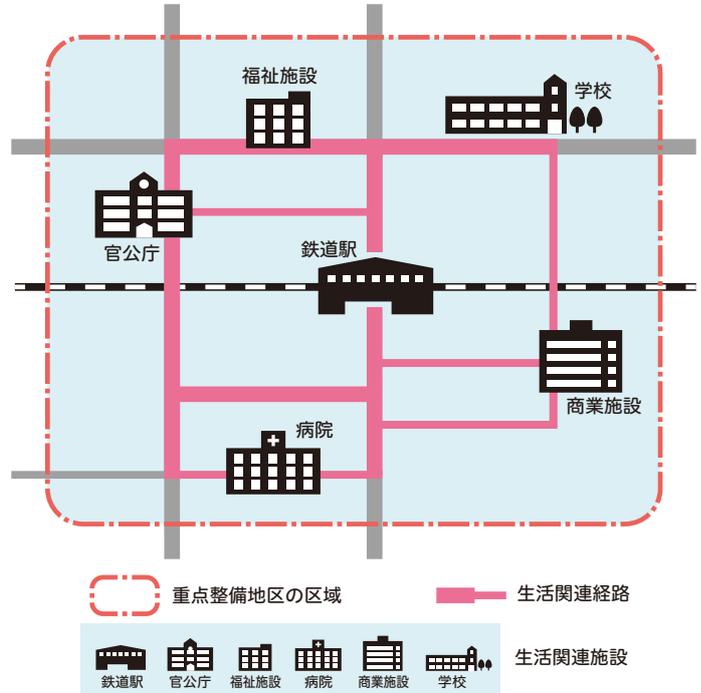
2-3 生活関連施設の設定

- 下表に示す施設を生活関連施設の候補とし、各地区における立地状況を勘案して、具体的な生活関連施設を設定します。

生活関連施設の種類及び対象範囲

種類		対象範囲
公共交通	旅客施設	一日平均3,000人以上の乗降がある鉄道駅
建築物	公共・公益施設	区役所本庁舎・地域庁舎・特別出張所、税務署、警察署、郵便局・銀行等
	福祉・医療施設	高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、病院等
	文化・教養施設	図書館、区民センター、文化センター等
	教育施設	公立小学校、公立中学校等
	スポーツ施設	総合体育館
	商業施設	店舗面積500㎡以上の小売店
	宿泊施設	都市ホテル(床面積1,000㎡以上のもの)

重点整備地区のイメージ



2-4 生活関連経路の設定

- 以下の条件で設定します。

- ①生活関連施設間の経路を対象とする。
- ②歩道のある道路を原則とする。
- ③鉄道駅またはバス停からの動線と生活関連施設間の移動に配慮した動線を設定する。
- ④生活関連施設の出入口は、生活関連経路と接道するようにする。

2-5 重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路

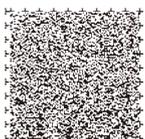
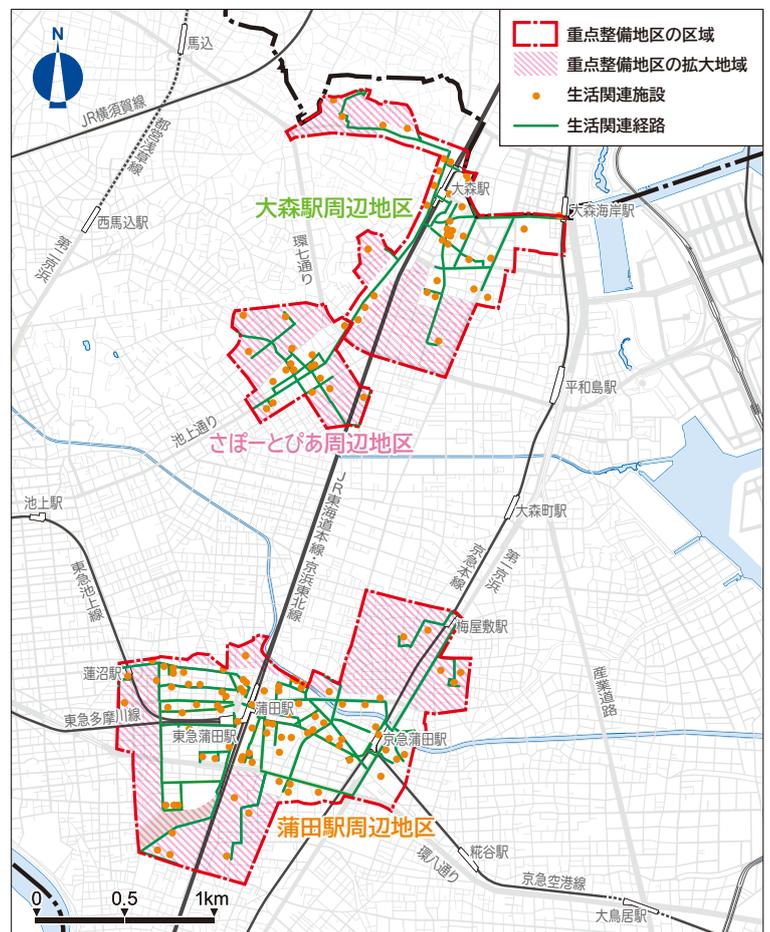
- 蒲田駅・大森駅・さぼーとびあ周辺地区において、右図のとおり設定します。

▶主な改定内容

UPDATE

- 重点整備地区の区域は、3地区合計で約152haから約307haの2.0倍に拡大します。
- 生活関連施設に教育施設(公立小・中学校等)を追加します。

重点整備地区における生活関連施設と生活関連経路



第3章 バリアフリーに関する課題の整理

3-1 区民部会・事業者部会による検討の流れ

○バリアフリーに関する意見を聴取し、課題を整理しました。

区民部会・事業者部会における検討の流れ

第1回区民部会(令和3年10月19日)

- まち歩き点検の進め方
- 点検のポイント 等

【まち歩き点検】

- 蒲田駅周辺地区(10月28日)
- 大森駅周辺地区(11月9日)
- さぼーとぴあ周辺地区(11月9日)

3-2 まち歩き点検を踏まえた主な意見と課題

○利用者の視点で、バリアフリーに関する課題を抽出しました。主な意見として、トイレでの異性介助のための設備の改善等があげられます。

3-3 利用者ニーズに応える取組に関する検討

○施設等の利便性・安全性の向上を図ることを目的とした「利用者ニーズに応える取組案」を検討しました。

まち歩き点検の振り返りをしている様子



第1回事業者部会
(令和4年3月3日、4月13日)
○特定事業等の案を作成

第2回事業者部会
(令和4年7月7日)
○特定事業等の改善検討
○特定事業計画の作成依頼

第2回区民部会(令和3年12月20日)

- まち歩き点検の振り返り
- バリアフリーの課題整理 等

第3回区民部会(令和4年6月8日)

- 特定事業等の案の確認
- 利用者ニーズに応える取組の検討

第4回区民部会(令和4年9月9日)

- 骨子案について報告
- 特定事業等の結果報告

第4章 基本的な取組方針

○「第3章 バリアフリーに関する課題の整理」を踏まえ、重点整備地区である蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区におけるバリアフリー化推進に向けた基本的な取組方針を定めます。

4-1 施設と経路のバリアフリー化の取組方針

○鉄道駅やバス乗り場等の公共交通、道路、建築物のバリアフリー化の取組方針を示します。

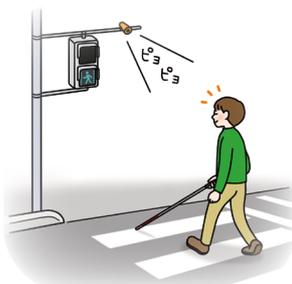
4-2 心のバリアフリーに関する取組方針

○心のバリアフリーを推進するための取組方針を示します。

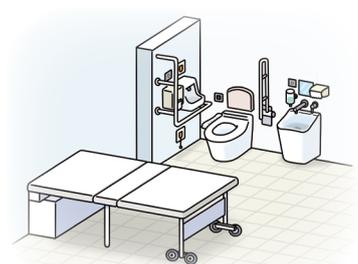
誘導用ブロックの設置



音響式信号機の設置



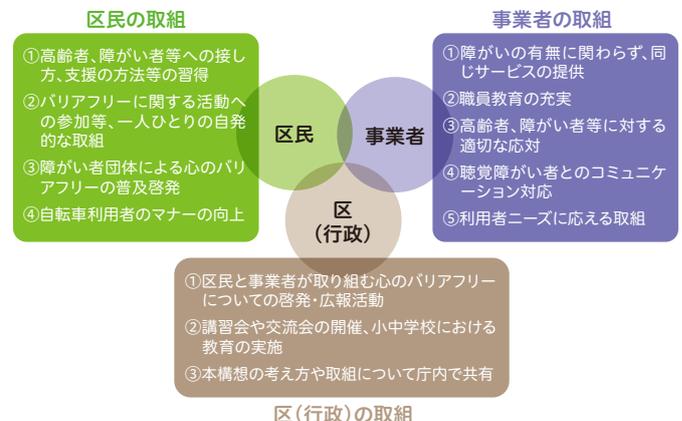
トイレの整備



エレベーターの設置



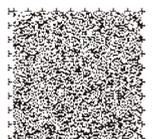
区民・事業者・区(行政)が連携した心のバリアフリーの推進



▶ 主な改定内容

NEW

●新たに「心のバリアフリーに関する取組方針」を設定します。



第5章 特定事業等の設定

5-1 特定事業等の概要

○バリアフリーに関する課題に対し、区民部会及び事業者部会の検討を経て、特定事業等を設定しました。

■特定事業等の概要

特定事業・その他の事業

概ね10年以内でハード整備等を行う事業

- 1 公共交通特定事業
- 2 建築物特定事業
- 3 道路特定事業
- 4 交通安全特定事業
- 5 教育啓発特定事業
- 6 その他の事業

今後実施すべき事項

10年以内に実施が難しい事業や実施時期が未定な事業等

- 事業者との調整、改善の誘導
- ハード整備の検討

○心のバリアフリーに関する取組を新たに教育啓発特定事業に設定します。

■小学校における心のバリアフリーの普及啓発(白杖体験の様子)



5-2 蒲田駅周辺地区における特定事業等

5-3 大森駅周辺地区における特定事業等

5-4 さぼーとぴあ周辺地区における特定事業等

○蒲田駅・大森駅・さぼーとぴあ周辺地区における特定事業・その他の事業、今後実施すべき事項を示します。

■今後の推進の考え方



▶主な改定内容

NEW

- 「教育啓発特定事業」を新たに設定します。

第6章 本構想の推進に向けて

6-1 事業の推進に向けた取組

6-2 事業の進捗管理等

6-3 おおた街なか“すいすい”プランの推進

○事業を推進するため、特定事業計画を策定し、協議会で意見交換や検討を行うことで、適切な進捗管理を行います。

■利用者ニーズに応える取組の例

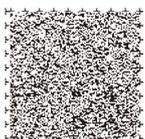
ローカウンターの設置を検討しつつ、車いす等に座ったまま、ひざの上で書類を記入できる簡易型記帳台を貸し出す。



▶主な改定内容

NEW

- 施設等の利便性・安全性の向上を図る「利用者ニーズに応える取組」を実施します。



■おおた街なか“すいすい”プランの推進

